

○昭和44年度における阪神水道企業団恩給条例 の規定による恩給の年額の改定等に関する条 例

制 定 昭和45年3月2日 条例第1号
改 正 昭和58年2月22日 条例第1号

(恩給条例の規定による恩給の年額改定)

- 第1条** 昭和35年3月31日以前に退職し、若しくは死亡した阪神水道企業団恩給条例(昭和25年12月条例第47号、以下「恩給条例」という。)上の吏員又はこれらの者の遺族に給する恩給条例の規定による退隠料、増加退隠料又は遺族扶助料(以下「退隠料等」という。)については、昭和44年10月分以降、その年額(増加退隠料にあつては、改正前の恩給条例第31条第2項の規定による加給の年額及び遺族扶助料にあつては、改正前の恩給条例第39条第3項の規定による加給の年額を除く。以下同じ。)を、その年額の計算の基礎となつている給料年額(65歳以上の者並びに65歳未満の遺族扶助料を受ける妻及び子に係る退隠料等については、昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例(昭和44年3月条例第1号。以下「昭和43年改定条例」という。)第1条第1項第2号及び第2項の規定を適用しなかった場合における退隠料等の年額の計算の基礎となるべき給料年額。以下同じ。)にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡の当時の給料年額とみなし、改正後の恩給条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。
- 2 前項の規定は、昭和35年4月1日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む)した吏員又はその者の遺族で、昭和43年改定条例第2条の規定により退隠料等の年額を改定されたものに給する退隠料等の年額の改定について準用する。

附 則

改正 昭和58年2月22日 条例第1号

(施行期日)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。
(公務傷病恩給に関する経過措置)
- 第2条** 昭和44年9月30日において現に改正前の恩給条例第31条第2項の規定による年額の加給をされた増加退隠料を受けている者については、同年10月分以降、その加給の年額を、妻に係るものにあつては12,000円に、その他の扶養親族のうち1人に係るものにあつては7,200円に改定する。
- 2 昭和44年9月30日以前に給与事由の生じた増加退隠料の同年同月分までの加給の年額の計算については、なお従前の例による。
- 第3条** 昭和44年9月30日において現に改正前の恩給条例第39条第3項の規定による

-197/3/16- 第9章 昭和44年度における阪神水道企業団恩給条例の
規定による恩給の年額の改定等に関する条例

年額の加給をされた遺族扶助料を受けている者については、同年10月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち1人に係るものにあつては7,200円に改定する。

- 2 昭和44年9月30日以前に給与事由の生じた遺族扶助料の同年同月分までの加給の年額の計算については、なお従前の例による。

第4条 昭和44年9月30日において現に増加退隠料を受けている者の当該増加退隠料については、同年10月分以降、その者に改正後の恩給条例別表第1号の1を適用した場合におけるその者の重度障害の程度にそれぞれ相応する増加退隠料に改定する。ただし、その者につきこれらの表の規定を適用した場合における重度障害の程度が、改正前の恩給条例別表第1号の1の規定を適用した場合における重度障害の程度と異なる場合においては、この改定は行わない。

一部改正〔昭和58年条例第1号〕

- 2 昭和44年9月30日以前に給与事由の生じた同年同月分までの増加退隠料については、なお従前の例による。

(改定年額の一部停止)

第5条 第1条の規定により年額を改定された退隠料(増加退隠料と併給される退隠料を除く。以下この条において同じ。)又は遺族扶助料(妻又は子に支給する遺族扶助料を除く。以下この条において同じ。)を受ける者の昭和44年12月分までの退隠料又は遺族扶助料については、その者の年令(遺族扶助料を受ける者が2人あり、かつその2人が遺族扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年令。以下同じ。)が、同年9月30日において65歳以上である場合を除き、改定後の年額と改定前の年額との差額の3分の1を停止する。ただし、その者の年令が、同年10月1日から同月31日までの間に65歳に達した場合においては同年11月分及び12月分、同年11月1日から同月30日までの間に65歳に達した場合においては、同年12月分については、この限りでない。

(職権改定)

第6条 この条例の規定による恩給年額の改定は、附則第4条の規定によるものを除き、企業長が受給者の請求を待たずに行う。

一部改正〔昭和58年条例第1号〕

附 則 (昭和58年2月22日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の阪神水道企業団恩給条例(昭和25年12月条例第47号。以下「恩給条例」という。)第31条第2項の規定は、昭和57年5月1日から適用する。〔以下略〕

第9章 昭和44年度における阪神水道企業団恩給条例の -197/3/17-
規定による恩給の年額の改定等に関する条例

別 表

恩給年額の計算の 基礎となつている 給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の 基礎となつている 給料年額	仮定給料年額
円	円	円	円
123,800	149,400	368,000	444,100
127,200	153,500	380,800	459,500
130,200	157,100	388,100	468,300
134,400	162,200	409,700	494,300
136,900	165,200	420,400	507,200
141,700	171,000	431,400	520,600
148,600	179,300	453,000	546,600
155,800	188,000	474,700	572,800
162,800	196,500	480,400	579,600
170,200	205,300	498,200	601,200
177,200	213,900	523,700	631,900
184,400	222,600	548,900	662,300
189,100	228,200	564,500	681,100
193,700	233,700	579,700	699,500
199,000	240,100	610,400	736,600
206,500	249,200	641,300	773,800
212,900	256,900	647,400	781,200
219,000	264,300	671,900	810,700
226,300	273,100	702,700	847,900
233,800	282,100	733,600	885,200
241,800	291,800	764,200	922,100
250,000	301,600	783,500	945,400
260,200	313,900	804,100	970,300
266,400	321,500	843,800	1,018,200
274,800	331,600	883,900	1,066,600
282,800	341,300	904,100	1,090,900
299,000	360,800	923,600	1,114,500
303,200	365,900	963,400	1,162,500
315,500	380,700	981,600	1,184,500
331,900	400,500	1,003,200	1,210,500
350,000	422,400	1,043,000	1,258,600
359,300	433,500	1,086,400	1,310,900

-197/3/18- 第9章 昭和44年度における阪神水道企業団恩給条例の
規定による恩給の年額の改定等に関する条例

1, 108, 700	1, 337, 800	恩給年額の計算の基礎となつてい る給料年額が123, 800円未満の場合 又は1, 303, 400円をこえる場合にお いては、その年額に120分の144. 8を 乗じて得た額（その額に50円未満の 端数があるときはこれを切り捨て、 50円以上100円未満の端数があると きはこれを100円に切り上げるもの とする。）を仮定給料年額とする。
1, 129, 800	1, 363, 300	
1, 152, 000	1, 390, 100	
1, 173, 400	1, 415, 900	
1, 216, 700	1, 468, 100	
1, 260, 000	1, 520, 400	
1, 281, 400	1, 546, 200	